

3 高保体第 847 号  
令和 3 年 12 月 17 日

各市町村（学校組合）教育委員会  
学校保健担当課長 様

高知県教育委員会事務局  
保 健 体 育 課 長  
高 等 学 校 課 長  
特 別 支 援 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した  
県立学校の学校教育活動の取扱いの目安について

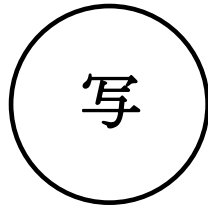
日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、標題の件について、別添（写し）のとおり県立学校に通知しましたのでお知らせ  
します。

つきましては、貴教育委員会におかれましても同通知を参考に、適切にご対応いただき  
ますようお願いいたします。

【担当】高知県教育委員会事務局

保健体育課	出席停止基準等について	北村、山中、廣田（TEL:088-821-4928）
	運動部活動等について	中内、田邊、池田（TEL:088-821-4900）
高等学校課		岩河、東岡（TEL:088-821-4907）
特別支援教育課		濱口、吉井（TEL:088-821-4741）



3 高保体第 847 号  
令和 3 年 12 月 17 日

各県立学校長 様

保健体育課長  
高等学校課長  
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した  
県立学校の学校教育活動の取扱いの目安について（通知）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、先日は「高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安」の変更に伴い、「県立学校の部活動の考え方」を改訂いたしました。

加えて、文部科学省からの「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」が改訂されたことを受け、この度、県立学校における学校教育活動の取扱いを別添のとおり整理しました。

つきましては、教職員へ別添の内容を周知いただくとともに、これまで実施してきた感染防止対策の徹底を引き続きお願いいたします。

なお、今後、国や県の感染防止に係る対応の考え方が変更となった場合は、改めて通知いたします。

【担当】

保健体育課 田邊、池田、中内 (TEL:088-821-4900)  
高等学校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)  
特別支援教育課 濱口、吉井 (TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-0009】

★「これまでに実施してきた感染防止対策を徹底する」ことを前提に、今後の学校教育活動の対応を以下のとおりとする。

新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した県立学校の学校教育活動の取扱いの目安について

国の措置	県のステージ	分科会提言 レベル	文部科学省 マニュアル 感染レベル 欄外※3	学校教育活動について				
				出席停止等 の取扱い 欄外※4	教科等	行事等	補習	部活動
緊急事態 宣言 欄外※1  まん延防止等 重点措置 欄外※2	非常事態 (紫)	レベル4	レベル3	教職員や児童生徒に体調不良等の症状がある場合や、同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合には、出勤や登校を控えさせるなど、感染防止対策の徹底を講じること。	衛生管理マニュアルのP50・52【レベル3地域】を参照。 ※感染のリスクの高い活動については実施しない。 点線：欄外※5	欄外※6		令和3年12月8日付け3高保体第810号通知参照。
		レベル3			衛生管理マニュアルのP51・52【レベル2地域】を参照。 ※感染リスクの高い活動については慎重に検討すること。	校長の判断のもと、実施内容の見直しや規模の縮小、時間短縮など、各校の実情を踏まえた感染防止対策を徹底すること。		
	特別警戒 (赤)	レベル2	レベル2	衛生管理マニュアルのP51・52【レベル1地域】を参照。 ※感染のリスクの高い活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行い実施すること。	学校行事、対外的行事の実施は差し支えない。 校長の判断のもと、各校の実情を踏まえた感染防止対策を徹底すること。			
							レベル1	
		警戒 (オレンジ)	レベル0	レベル0				
注意 (黄)								
感染観察 (緑)								

※1 緊急事態宣言の対象校：県下全域の県立学校が対象

※2 まん延防止等重点措置の対象校：指定された市町村に所在する学校及びその市町村からの通学生徒が50%を超える学校が対象

※3 地域感染レベル：文部科学省の示す「学校の新しい生活様式」(2021.11.22 Ver.7)を踏まえた学校の行動基準(衛生管理マニュアルP16)

※4 学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止(衛生管理マニュアルP22、P45~47)

※5 特別警戒(赤)の場合であっても、まん延防止等重点措置が適応された市町村に所在する学校及びその市町村からの通学生徒が50%を超える学校については、非常事態(紫)の対策をとる場合がある。また、感染拡大局面等においては、特別警戒(赤)の場合であっても非常事態(紫)の対策をとる場合がある。

※6 感染状況によっては、県教委において一律で、学校行事及び対外的行事の中止又は延期を指示する場合がある。また、週休日等の一斉補習においても禁止する場合がある。